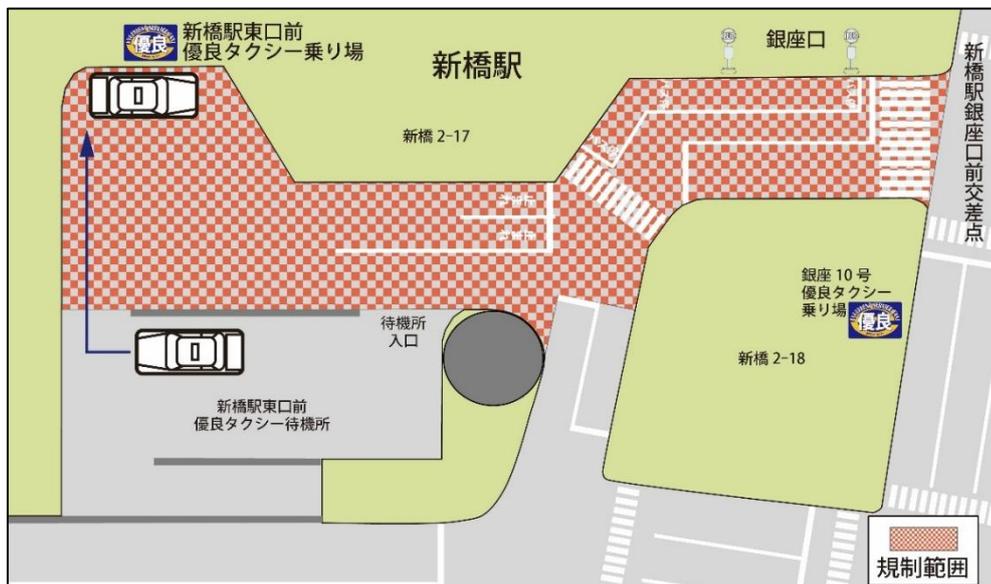


## 新橋駅銀座口・新橋駅東口前優良タクシー乗り場における不適正な客待ち駐車による交通問題の改善策として「タクシー乗り場等適正運営推進制度」の適用が決定！！

新橋駅銀座口における交通阻害については、客待ち駐車タクシー等に起因する交通渋滞を解消するため、平成15年4月から土曜・日曜、休日を除く午後9時から翌午前1時までの間、空車タクシー通行禁止の交通規制が実施されております。これに加え、当センターでは、指導員による街頭指導、指導協力員の固定配置、東京運輸支局との合同特別街頭指導、注意喚起用横断幕の設置、警視庁愛宕警察署と連携した広報啓発活動、さらには事業者・管理者・運転者に対する是正の周知など、継続的に実施してきました。しかしながら、指導員や指導協力員等の固定配置を解除すると、すぐに元の状態の客待ち駐車が繰り返される状況となっていました。

このため、令和7年度 第3回 街頭指導会議(令和8年2月24日開催)において、不適正な客待ち駐車の効果的な抑止対策を検討した結果、以下のとおり新橋駅銀座口及び新橋駅東口前優良タクシー乗り場において、「タクシー乗り場等適正運営推進制度」の適用が決定しました。



規制地区

### 事案種別

事案名

待機禁止無視

地区名	規制時間	規制内容	施行日
新橋駅銀座口・新橋駅東口前優良タクシー乗り場 (新橋駅銀座口前交差点～新橋駅東口前優良タクシー乗り場間)	終日	客待ちの禁止 ただし、同優良タクシー乗り場の空車待機は除く	令和8年4月1日

### 〈問合せ先〉



公益財団法人 東京タクシーセンター  
東京都江東区南砂7-3-3

担当：指導部 指導業務グループ 電話：03-3648-2155